

仙北市公共施設高圧電力供給業務仕様書

1 概要

- (1) 対象建物 別紙1のとおり
- (2) 供給場所 別紙1のとおり
- (3) 業種及び用途 別紙1のとおり

2 仕様

(1) 電気供給条件

- ア 供給地点番号 別紙1のとおり
- イ 供給電圧 別紙1のとおり
- ウ 計量電圧 別紙1のとおり
- エ 標準周波数 別紙1のとおり
- オ 蓄熱設備 別紙1のとおり
- カ 発電設備
 - ①非常用電源 別紙1のとおり
 - ②常用発電設備 別紙1のとおり

キ 電力量の検針

- ①自動検針装置の有無 別紙のとおり
- ②検針方法 別紙1のとおり

(2) 予定契約電力及び予定使用電力量

ア 予定契約電力 別紙2のとおり

ただし、供給開始前及び供給開始後において仕様書に示す契約電力又は契約時に決定した契約電力量を超える電力使用が判明した場合は双方協議の上、変更契約を締結するものとする。

イ 予定使用電力量 別紙2のとおり

ただし、実際に契約期間中に使用される電力量は、この値を上回り、又は下回ることができ

(3) 供給期間及び供給期間の変更または終了・解除

令和7年11月1日0時から令和8年10月31日24時まで

ただし、発注者より供給期間での変更または終了の申し出が無い場合は、供給期間を1年延長するものとする。以降も同じとする。供給期間での変更または終了・解除の申し出がある場合は、受注者はその協議に応じるものとする。また、解約の申し出から2ヶ月後の検針日をもって解約ができるものとし、違約金などは発生しないものとする。(変更または終了・解除により一般配送電力事業者からの料金精算が求められた場合を除く)

(4) 需給地点

供給場所内の柱上に設置した開閉器の電源側接続点

(5) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

(6) 保安責任分界点

需給地点に同じ

(7) 検針日及び計量日

ア 検針は各月ごとに、受注者が定めた日（検針区域に応じて受注者があらかじめ定めた毎月一定の日及び休日等を考慮して定めた日）に原則実施するものとする。

イ 計量は、計量装置により記録された値によるものとする。なお、電力使用量の単位は、1kWhとし、その端数は小数点第1位で四捨五入する。

3. 電気料金の算定方法等

(1) 電気料金の算定方法

電気料金の算定方法は、次のア、イのいずれかの方法とする。

ア 単価固定契約

電気料金の計算は、次の①-1、①-2、①-3及び①-4を合計して得た金額とする。

①-1 基本料金

契約ごとに月ごとに基本料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの契約容量に応じて算定するものとする。また、基本料金にかかる力率割引は、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める託送供給等約款に準じるものとする。

①-2 電力量料金

契約ごとに月ごとに電力量料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの使用電力量の実績に応じて算定するものとする。

①-3 燃料費調整額

各月の燃料費調整額は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が適用する燃料費調整単価の算定諸元に準ずる、もしくは受注者が独自に定める公開された算定諸元により算定するものとし、いずれの場合も基準燃料価格に上限を定める必要はないものとする。この場合において、契約期間中に燃料費調整に係る制度の改定があった場合は、別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。なお、燃料費調整額には当該地位を管轄する一般送配電事業者が算出する離島ユニバーサルサービス単価を含むものとする。

①-4 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件により算定するものとする。

② 単価の単位

単価の単位は1円とし、その端数は小数点以下第三位で四捨五入することとする。

③ 消費税の取扱い

単価、賦課金等の算定は、消費税及び地方消費税を含んで行うものとする。

イ 単価変動（市場連動）契約

電気料金の計算は、次の①-1、①-2、①-3、①-4及び①-5を合計して得た金額とする。

①-1 基本料金

契約ごとに基本料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの契約容量の実績に応じて算定するも

のとする。また、基本料金にかかる力率割引は、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める託送供給等約款に準じるものとする。

①-2 従量料金

契約ごとに定める従量料金単価に30分ごとの一般社団法人日本卸電力取引所エリアプライスの実績単価にスポット取引手数料単価、託送料金単価、手数料単価、環境価値単価、を加えた額に、当該契約に係る施設の同日同時刻帯の30分使用量の実績を乗じて算定するものとする。

①-3 燃料費調整額

各月の燃料費調整額は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が適用する市場連動契約等を対象とした燃料費調整単価の算定諸元に準じる、もしくは受注者が独自に定める公開された算定諸元により算定するものとし、いずれの場合も基準燃料価格に上限を定める必要はないものとする。この場合において、契約期間中に燃料費調整に係る制度の改定があった場合は、別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。なお、燃料費調整額には当該地位を管轄する一般送配電事業者が算出する離島ユニバーサルサービス単価を含むものとする。

①-4 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件により算定するものとする。

①-5 容量拠出金相当額

基本料金若しくは使用電力量のどちらか一方に容量拠出金単価を乗じて算出するものとする。

② 単価の単位

単価の単位は1円とし、その端数は小数点以下第三位で四捨五入することとする。

③ 消費税の取扱い

単価、賦課金等の算定は、消費税及び地方消費税を含んで行うものとする。

(2) 電気料金の請求

電気料金の請求は、次のアからウまでに掲げるところにより行うものとする。

ア 受注者は、施設ごとに請求書及び利用明細を作成するものとする。

イ 受注者は、毎月の請求額を確定したときは、請求の対象となる施設に係る契約を所管する部署に対し、紙面により請求書及び利用明細を交付するものとする。

ウ 口座引落登録が完了するまでの間に請求が発生した際など、請求書が必要となる場合は案件毎の単位に紙ベースで作成し、施設担当課宛に郵送すること。なお、請求内訳は施設毎に分けて整理し、施設担当課宛に郵送またはWEBページより確認が行えるものとする。

4. 見積金額算出方法

見積金額算出方法は、電気料金の算定方法と同様、次のア、イのいずれかの方法とする。

ア 単価固定型契約

①環境価値単価は各社任意で設定可能、ただし設定する場合は固定単価とする。

②燃料調整単価の反映は各社任意で設定可能、ただし設定する場合は、算定諸元が公表されていることし、見積時に算定諸元を提出すること。

③燃料調整単価を設定する場合、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が適用する燃料費等調

整単価の算定諸元を用いる場合は指定する燃料費等調整単価を用いて算出すること。なお受注者が独自に定める公開された算定諸元を用いる場合は本見積において指定する貿易統計、エリアプライス、30分値を使用して当該月の燃料費等調整費を算出すること。

- ④容量拠出金の負担額を考慮して各単価は算出を行うこと。
- ⑤本見積において、離島ユニバーサルサービス単価、再生可能エネルギー発電促進賦課金、電気・ガス価格激変緩和対策は考慮しないこと。
- ⑥紙面での請求書発行に手数料が発生する場合は、これにかかる料金を含めた金額を見積すること。

イ 市場連動型契約

- ①損失率は当該地域の送配電事業者が定める数値もしくは0とする。
- ②託送電力量料金単価は当該地域の送配電事業者が定める数値もしくは0とする。
- ③スポット購入手料は各社任意で設定可能、ただし設定する場合は固定単価とする。
- ④小売手数料は各社任意で設定可能、ただし設定する場合は固定単価とする。
- ⑤環境価値単価は各社任意で設定可能、ただし設定する場合は固定単価とする。
- ⑥電力使用量に該当月エリア平均プライスを乗じて試算すること。
- ⑦容量拠出金の負担額を考慮して各単価は算出を行うこと。見積試算月に関わらず、最新の容量拠出金単価を反映させること。
- ⑧本見積において、離島ユニバーサルサービス単価、再生可能エネルギー発電促進賦課金、電気・ガス価格激変緩和対策は考慮しないこと。
- ⑨紙面での請求書発行に手数料が発生する場合は、これにかかる料金を含めた金額を見積すること。

5. 受注者の留意事項

(1) 検針機器等

契約の締結に伴い、電力量等の検針に必要な機器の準備、交換工事等について調整が必要となる場合は、受注者において当該調整を行うものとする。

(2) 緊急時の連絡体制

受注者は、災害、事故等が発生した場合において、発注者が指定する連絡先への指示、連絡等が迅速に行える連絡体制を確立するものとする。

(3) 使用電力

発注者の都合により、契約期間中に実際に使用される電力は、予定契約電力及び予定使用電力を上回り、又は下回ることができるものとする。

(4) 重要事項

受注者（この号及び次号において、候補者を含む。）は、次のア及びイに掲げる事項について留意しなければならない。

ア 該当地域の送配電事業者定める託送料金、損失率、離島ユニバーサルサービス単価の見直し、年度をまたぐ契約においては容量拠出金の負担額変更、もしくは制度改正により契約単価

の変更が生じる場合は、発注者へ事前に協議を申し入れるものとする。

イ アの協議の結果、申し入れが不成立となった場合は、当該契約の締結を取りやめ、又は解除するものとする。この場合において、当該理由による契約の取りやめ又は解除を理由とする違約金等の請求は認めないものとする。

(5) 電気事業法第2条の2の登録を受けた小売電気事業者が取次として見積等に参加する場合は、提示した競争価格での供給について最終的な責任を負うこと。

4 その他

(1) 受注者は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等に関して、発注者から有効電力量等必要なデータ提供を求められた場合はこれに協力すること。

(2) 単価変動（市場連動）契約における受注者は、次の事項について供給施設ごとの実績データを整理・保管し、発注者の求めに応じて提出するものとする。

ア 30分ごとの使用電力量（kWh）

イ 電気料金（円）

ウ 力率（%）

エ 有効電力量（kWh）

オ 契約電力（kW）

カ 最大電力（kW）

(3) 単価変動（市場連動）契約における受注者は、需給契約開始後、電気使用量、電気料金、30分値が確認できるWEBページの提供及び、WEBページへアクセスするためのID、パスワードを発行すること。

(4) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整この仕様書に定めのない事項については、当該地域を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件を基準として、発注者及び受注者で協議して別途定める。

(5) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、発注者と受注者との協議により定めるものとする。

以上